

平成29年度行政評価シート【個表】

平成 29 年 6 月 22 日

評価対象事業		評価者	まちづくり政策課長 川村 悦章	
まち-02	実施事業	空き家等対策推進事業	自治事務	主管課
			法定受託事務	関連課
総合計画上の位置付け	分野	住宅・住環境	施策の方針	鎌倉らしい住まいづくり

1 事業の目的

対象	市民等
意図	空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため。
効果	適切な管理が行われていない空き家等に関する施策を推進し、市民の生活環境の保全を図る。

2 平成28年度に実施した事業の概要

・ 空家等対策協議会条例を制定し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）に基づく空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、業務委託の支援を受けつつ、市民等や協議会の意見を聴きながら、空家等対策計画（以下「対策計画」という。）及び特定空家等に対する措置に関する対応指針（以下「対応指針」という。）を策定した。 ・ 市民等から寄せられる空き家に関する相談に適切に対応した。
--

3 事業費等基礎データ

データ 人口等の データ	データ区分	27年度決算	28年度決算	データ区分	29年度当初予算	備 考
	人 口	177,243人	176,869人	人 口	176,466人	・各年3月31日 (住民基本台帳)
	世 帯 数	80,676世帯	80,928世帯	世 帯 数	81,150世帯	
	事業の対象者数			事業の対象者数		
運営資源状況	決算値(千円)	0	4,937	当初予算(千円)	508	
	国県支出金			国県支出金		
	地方債			地方債		
	その他			その他		
	一般財源	0	4,937	一般財源	508	
	人員配置数	0.0	1.5	人員配置数	1.5	
	人 件 費(千円)	0	11,700	人 件 費(千円)	11,876	
事業 経費 運営	総事業費(千円)	0	16,637	総事業費(千円)	12,384	
	市民1人当りの 経費(円)		94	市民1人当りの 経費(円)	70	
	対象者1人当りの 経費(円)			対象者1人当りの 経費(円)		

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	2. 増大している
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	3. 廃止・休止による影響は大きくある
有 効 性	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△-1. 今後、市民等との協働による事業実施に向けた検討が必要である
	協働実施済の場合のパートナー	
事業内容の方向性	☐ a: 事業内容を見直す ☒ b: 事業内容は現状通りとする ☐ c: 事業を休止又は廃止する ☐ d: 他事業と統合し、本事業は廃止する	見直しの種類 ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他
		事業へ統合
予算規模の方向性	☐ A: 予算規模を拡大する ☐ B: 予算規模は現状維持とする ☒ C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 対策計画を策定したことにより予算規模は縮小となるが、対策計画に則り事業を進める必要があり、今後構築する具体的な施策により、予算規模の拡大が想定される。
総評(評価に対する考え方、根拠等)	・事業費は、協議会の運営や啓発リーフレットの作成に必要な経費など、必要最小限で執行しており、削減の余地はない。 ・空家等の適正管理は、一義的にはその所有者又は管理者の責務であるが、平成27年5月26日に全面施行された空家法では、市は空家等に関する対策の実施及びその他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものと定められており、公共性が高く、今後も市が実施する必要性がある。 ・平成28年度は同法に基づき協議会を設置するとともに、対策計画を策定した。また、特定空家等の措置に関する手続等を定めた対応指針を策定した。今後は、対策計画に基づき空き家に関する施策を実施することにより、空家等や特定空家等が増加しないように努めていく。	

平成28年度事業実施にあたっての課題 (前年度未解決の事項を含む)	・協議会を設置すること。 ・対策計画及び対応指針を策定すること。 ・市民等から寄せられる空き家に関する相談に対応すること。	
課題解決のために行った平成28年度の取組	・空家等対策協議会条例を制定し、協議会を設置した。 ・業務委託の支援を受けつつ、市民等や協議会の意見を聴き、対策計画及び対応指針を策定した。 ・市民等から寄せられる空き家に関する相談に適切に対応した。	☒ 解決 ☐ 一部解決 ☐ 未解決
未解決の課題、新たな課題とその理由	・対策計画に基づき空き家に関する具体的な施策を構築する。 ・対応が困難な、所有者不明や相続放棄された空き家への対応を検討する。	

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	空家等対策計画(空家法第6条)の策定								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市
他市実績	○	○	○	×	×	×	×	○	○
	H28	H27	H28					H27	H28

比較事項	協議会(空家法第7条)の設置								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市
他市実績	○	×	○	×	×	×	×	○	○
	H28		H28					H27	H28

比較事項									
団体名									
他市実績									

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	・県内市町村の中でも比較的早い時期に協議会を設置し、対策計画を策定することができた。
----------------------	--

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29		H30	H31		
	目標値									
	実績値									
	達成率									

指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29		H30	H31		
	目標値									
	実績値									
	達成率									

指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29		H30	H31		
	目標値									
	実績値									
	達成率									

当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方	
-----------------------	--